

第十三回 参議院文部委員会會議録第二十九号

(五七八)

昭和二十七年五月六日(火曜日)午前十一時八分開会

委員の異動

四月二十八日委員草葉隆圓君、楠瀬常猪及び左藤義詮君辭任につき、その補欠として加納金助君、黒川武雄君及び鈴木安孝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田なほ子君
相馬 助治君
木内キヤウ君

委員

木村 守江君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

文部政務次官 今村 忠助君
文部省調査普及局長 久保田藤麿君

事務局側

常任委員会専門員 石丸 敬次君
常任委員会専門員 竹内 敏夫君

本日の会議に付した事件

○教育委員会法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○教育委員会の委員の選挙の期日等の

第七部 文部委員会會議録第二十九号 昭和二十七年五月六日【参議院】

臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○委員長(梅原眞隆君) 文部委員会を開会いたしました。

教育委員会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これから文部大臣の提案理由の説明を聞きます。○國務大臣(天野貞祐君) 教育委員会法等の一部を改正する法律案について提案の理由と内容の概要を御説明いたします。

教育委員会法は申すまでもなく、教育行政が公正な民意により、地方の実情に即して行われること、及び教育行政が不当な支配に服することなく、その自律性を保ち得ることを目的として、都道府県及び市町村に教育委員会を設けることを定めたものであります。

併しなから、我が国初めての教育委員会制度を、都道府県は勿論、すべての市町村にまで一挙に実施すること、は、徒に混乱を大きくし、却つて制度の趣旨をそこなう虞れがある等の理由から、昭和二十三年の法律施行の年には、都道府県と五大市に取りあえず設置を義務づけ、その他の市町村は、本年の十一月に設置することになつていたのであります。

この間、昭和二十三年と二十五年の二度の機会において都道府県と五大市のほかに、積極的に六十二の市町村に現在教育委員会が設けられております。

私も進んで教育委員会を設けられたこれらの市町村を中心といたしまして、市町村における教育委員会制度

のあり方を、いろいろと研究して参りました。

更に又、教育委員会発足以来三年有余の経験に鑑みまして、教育委員会制度を真に我が国の実情に適したものにいたしますために、種々検討を加えて参りました。教育委員会制度についての主な問題点としては、教育委員会を如何なる地域単位に設けるかという設置単位の問題、都道府県の委員会と市町村の委員会との事務の担当区分の問題、教育委員会と知事、市町村長等との関係の問題、更には教育委員の選任方法、教育財政の問題等、いずれも再検討を要する重要な問題であると考へていたのであります。

これらの問題につきましては、教育委員会制度協議会、政令改正諮問委員会を初め、その他関係各方面から傾聴に値するいろいろな見解が寄せられていたのであります。これらの意見は各種各様でありまして、必ずしも一定の方向を得られず、又問題は教育制度全般とも深く関連し、且つ地方制度全般にも重要な影響を及ぼすことであるので、いま暫らく慎重な検討を加える余裕を持ちたいと考へるに至つたのであります。

これがため、本年十一月一日に、各市町村に設置されることとされております教育委員会の設置時期を一年繰延べますと共に、今年十一月一日予定されております教育委員の選挙も、同じく一年繰延べることといたしたいと考へ、この法律案及び教育委員の選挙の期日等の特例に関する法律案を用意し

た次第であります。

従いまして、本法律案は、市町村の教育委員会設置の時期を一年延期することを中心とし、それに関連する事項と、事務的に整備を必要とする最小限度の事項を内容としたしてあるのであります。教育委員会制度の本質的事項に亘りますものは、すべて次の機会に御検討願ふこととしたのであります。

以下この法律案の内容につきまして、簡単にその概要を申し上げます。

先ず第一に、先に述べました理由により、市町村の教育委員会の設置の時期を一年延期して、昭和二十八年十一月一日といたしました。

第二に、市町村に置かれる教育委員会設置の時期を一年延期したことに伴いまして、都道府県を単位とする公立学校の職員の職員の存続期間を同じく一年延長したのであります。市町村に教育委員会が設置されるまでは、当該市町村の設置する学校の教職員の人事等は、直接に都道府県の教育委員会が担当しておりましたので、都道府県を単位とする職員団体が、期間を限つて特に認められていたのであります。が、教育委員会の設置の時期が一年延びますれば、それに伴つて、右の期限を同様一年延長すべき筋合いのものと考えたからであります。

第三は、教科用図書の検定に關してであります。現行法によりますと、教科用図書の統制権限に伴ひまして、都道府県の教育委員会又は都道府県知事が、教科用図書の検定を行ひ得るよう

に定められていたのであります。が、教科用図書の検定は、教科書行政上極めて重要な意義を有することでありまして、用紙の統制権限に伴ひ、今直ちに教科用図書の検定を行ふ権限を各都道府県ごとに認めますことは、必ずしも適當でないと思へるのであります。教科書制度の確立は、なお慎重考慮を要することでありまして、この当分の間は、従来通り文部大臣のみが検定を行ふこととした次第であります。

なおこれらに附加しまして、教育委員会の権限の委任関係を調整し、更に市町村の教育委員会又は市町村長との関係を明らかにすることなど、教育事務執行の合理化を図ることとしたしました。

又教育委員会の所掌事務について地方公共団体における教育委員会の立場を明確にし、又、授業料その他教育に關する使用料、手数料の徴集につきまして、事務手続を明確にいたしますなど、必要と認められる若干の改正を加えておきます。

以上が、本法律案の提案理由と改正の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(梅原眞隆君) 次に教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に關する法律案を議題とします。これより文部大臣の提案理由の説明を聞きます。

○國務大臣(天野貞祐君) 教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に關する法律案につきまして提案の理由と

その内容を御説明申し上げます。

先に教育委員会法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。したように、教育委員会制度についてはいろいろ検討を加えなければならぬ問題があり、それらはいずれも重要な事柄でありますので慎重考慮を要すると思っておりますが、わけても教育委員会をどのような単位に設置するかという問題と、教育委員の選任方法を如何にするかという問題とは、教育委員会制度の本質にかかわる最も重要な問題であると考えております。而も、この二つの問題は、いずれも教育委員会制度の性格を決定するものでありますから、不可分の問題として、検討を加える必要があると考えているのであります。

教育委員会法等の一部を改正する法律案によりまして、本年十一月一日に設置せられるべき市町村教育委員会の設置の時期を一年延期いたしますに伴いまして、この法律案を用意し、同時に行われるべき既存の教育委員会の委員の任期満了による選挙の期日を同様一年延期しようといはします第一の理由は、設置問題と切離して今年の改選を実施することが理論的に困難であると考えらるからにほかなりません。

又現実の問題として考えてみまするに、都道府県及び六十二の市町村に設置されております既設の教育委員会の委員の選挙を予定通り本年の十月に行いまして、更に明二十八日に又、新設の教育委員会のために、全国的な教育委員の選挙を行いますことは、新設の委員会も既設の委員会と同じ教育委員会として同一の制度の下に一元的に運用を図ります上に、支障があるばかり

でなく、経費の上でも二重の出費を重ねることになると考えるのであります。これが本年の選挙を延期しようとする第二の理由であります。

このように本質的にも又実際問題としても、教育委員会の設置の問題と選挙の問題とを切離して取り扱うべきではないという観点に立つてこの法律案を提案いたしました次第であります。従いましてこの法律案と教育委員会法等の一部を改正する法律案は形式的には二つのものとなっておりますが、内容的には一つのものであると考えているのであります。而し法案を一体として、御審議願いたいのであります。次に、この法律案の内容について簡単に申し述べます。

先に申し述べました理由から、先ず第一に本年十月五日に行われることになつております教育委員の選挙の期日を一年延期いたしました。第二に選挙の期日の延期に即応して現在の委員の任期を一年延長したのであります。第三は、欠員が生じた場合の措置であります。現行法によりまして、繰上補充又は補充選挙によつて補充を行うこととなつておりますが、この方法は必ずしも適当と認められず、又折角選任方法を検討中のことでもありますので、教育委員会法制定当初の措置にならつて取りあへずこれらの方法によらず、教育委員会に補充の委員を選ぶこととした次第であります。

以上が本法律案を提案いたしました理由と内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(橋原貞雄君) これにて休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後五時三十一分開会

○委員長(橋原貞雄君) これより文部委員会を開きます。

教育委員会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

最初に総括質問のおありのかたは、政府委員が見えておりますから御質問を願います。

○矢嶋三義君 本法律案については数回懇談会で質疑応答もなされておりますので、極く簡単にお伺いいたしたいと思ひます。先ずお伺いいたしたい点は、教育委員会は昭和二十三年に発足して、直ちに市町村にまで教育委員会を設置することは無理であるから、そこに二十七年までの過渡的な猶予期間を置いたわけでありましたが、その間教育委員会制度協議会とか或いは政令改正諮問委員会、そういうところに諮問をして検討されて参つたわけでございますが、本日まで教育委員会制度の我が国が独立後におけるはつきりした体制が確立されないという事は、非常に私に残念に思つておられます。非常がこれに對して文部省は、又大臣……今日おいで願ひたかつたのであります。が、大臣もおいでにならない、局長でも結構であります。が、どういふわけで本日まで延びたか、そのために教育界では教育委員会制度、更には新教育もそのうち変わるであらう変わるであらうといつたような非常に不安定な状況にある。これについては私は責任は極めて重大だと考えるのですが、どういふようにお考えになつておるか、私はその点を承りたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 御存じの通り委員会制度そのものが誠に日本の教育界に対する重大な意義を持つておりますだけに、慎重を期して来たといふことが問題の基本だと考えております。いま一つは、先ほど御指摘のよういろいろな委員会でさういふ協議を慎重に重ねて来たわけでありまして、特にこの委員会制度が極く最近まで関係筋の極めて熱心な特別な義務付けの指示があつての制度でありましただけに、殊に衆議院のほうの委員会の経過がさうであつたと私は記憶いたしておりますが、例えば全部の町村には非置けという強い要請が出たり、それに絡んでのいろいろないきさつが出たり、そういうことがたび重なつて、だん／＼この問題を検討して行く上に時間を要いたしました。又それだけに是非慎重に、大事なものであるだけに非常に明確な結果を出すというために非常に時間をかけた。又これから時間をかけるほどの値打があるのだと、こんなふうな考へておるわけでありまして、これは独立後少くともこうした問題をどういふふうに扱つて行くかという御意見があらりましたようでありまして、教育委員会の今日まで果して参りましたこと、又教育委員会の持つております意味合いを十分我々は理解できるものと思つておりますので、その根本理念には何ら変ることなく進むべきものと私は考へておる次第であります。

○矢嶋三義君 大臣は今まで早急に結論を出すというので、昨今の今頃は、夏頃に結論が出るような話をされて、ずつと今日まで延び／＼になつて来ておるわけでありまして、勿論この教育委員会制度というものは地方制度全般との関連があることではありますけれども、独立後の自主教育の確立という立場から、文部省としては最も熱心に真先に取上げて解決すべき問題であると思ひますが、今日まで解決しなかつたのは遺憾に思ひます。過去のことは申上げておいた方がありませんので、それはそれにとどめますが、今後やがて発足する中央教育審議会に諮つて根本的に検討すると言われたのです。が、いつ頃を目途にしてやられるつもりか、文部省としては一つの目途を持つておられるだらうと思ひます。それを伺ひます。

○委員長(橋原貞雄君) ちよつと申し上げますが、文部大臣が先ほどこつちに出られると言つておられたのですが、ちよつとお加減が悪いので、次官のかたが見えられませんでしたからよろしく願ひいたします。

○矢嶋三義君 では次官から御答弁を願ひます。

○政府委員(今村忠助君) 教育委員会の十一月までに各町村まで委員会を設けるようになつておる規定を一年間それを延ばしたいという意向はすでに局長から申したかと思ひますが、とにかく戦時中いろいろ変りましたところの教育諸制度と関連いたしまして、文部大臣は近く作られる教育中央審議会等に諮られまして、いろいろこれらの教育諸制度と関連して考えたいと、こう考へておるのであります。それではいつ期日をきめてこれを改めるかといふような具体的な点はまだ考へておりません。一応一年間延期いたしまして、他のものと勘案して参りたいと、こういふように大臣は考へておるのであります。文部省としても一応さういふことは思つております。

○矢嶋三義君 我が国が独立するまでにその結論は私は当然出ているべきだったと思います。今日までしてなかつたことは私は遺憾であると考へます。今日の段階となつてから、文部省としては教育中央審議会ができるからそれに諮問すると言われるが、それにはいつ頃までにするかという目安があつて然るべきだと思ひます。今日までになつてなお漫然と一年云々と言ふことは、私は極めて不満足なんです。中央教育審議会がやがて発足するわけですから、それに諮問する場合は、大臣はいつ頃を目安にやつてほしいと思ひますが、きまつておりませんか。

○政府委員(今村忠助君) まだその期日を決定する段階に至つておりません。

○矢嶋三義君 非常にそういうところに私は積極性がないと思ひます。そういう点については、教育界の安定を確保するといふ意味においても今後積極的にやつて頂きたいといふことを希望いたします。

それから伺ひたい点は、或いは設置単位或いは権限の問題とか、或いは委員の選出方法とか、重要問題がいろいろあるようでございますが、現在少くとも文部省においてはどうか、御見解を持つていらつしやるのか、二年前から教育委員会制度協議会に諮問して云々といふことを答弁せられておる。本日なお同じ答弁をされるつもりであるか、文部省の一応の私は見解を持つておられると思ひます。簡単によろしいから承わりたいと思ひます。

○政府委員(今村忠助君) 今も仰せら

れる通りでありまして、一応この教育委員会制度協議会並びに政令改正諮問委員会等の答申を参考にいたしまして、新たに作られる地方教育審議会に諮つて行こう。こういうふうに考へておるのであります。また文部省案として固定的なものを具体的に考へておるわけではありません。

○矢嶋三義君 そうであれば次にお伺ひいたしますが、少くとも文部省のほうで、地方教育委員会はどうも改正する要があるというふうなお考へがあらば、私はこれを一年延ばし、更には選挙も一年延ばすというふうなことも考へられるかと思ひますが、都道府県教育委員会についても、これをどうするといふ特別の見解がないとすれば、この教育委員の選挙は四年という任期を切つて公選されておるわけでありまして、私は当然この十一月には委員の更新の選挙をやつて然るべきだと思ひますが、それをやられない。而も今後どういふ方向に持つて行こうといふ見解も全くの白紙であるという点、私は理解に苦しむわけでありまして、どういふわけで一年間任期を延長して選挙をやられないのか。

○政府委員(今村忠助君) 先ほども申しました通りに、文部大臣としては、戦時中に非常に変つた教育制度を独立後はつきりしたものにしたいと、それには一つ二つ先に残しておいてという形ではなく、たま／＼その改正の必要等のあるものも併せて考へるという立場から、一応一年間延ばしておいて、繰返すようでありますけれども、中央教育審議会に諮つて、はつきりしたものをきめて参りたい。こういう考へでおるのであります。

○矢嶋三義君 任期が来たら選挙をやつておいたら如何ですか、それでは私は選挙を一年延ばす強い理由というものは見えないと思ひますが、教育委員会制度を全面的につぶすというふうな考へ方であれば、これは又別の角度から考へられますが、少くとも教育委員会制度というものを育てて行く、育成して行くという考へには相違ないんじゃないかというように察知しておるわけなんです。そうだとすれば、任期が来たものはこの際委員の改選をやるべきではないか。それがやはり民主主義という立場から筋の通つたことじゃないか、数億の金とは換へられない問題じゃないかと、こう考へるのですが、もう少し納得のできるお答えをして頂きたい。

○政府委員(今村忠助君) 仰せられれば尤ものように思ひますけれども、先ほど来繰返すようであります。いろいろの諸制度と一緒にやつて参りたいという考へが先に立つておるわけでありまして、今御質問の中にあつた、それと教育委員会等はなくすのではないかと、このことにつきましては、現在の段階では、文部省の省議としてきめたわけじゃありませんが、各都道府県にある教育委員会をなくするという方向に少しも向いておりません。ただ町村に互つて教育委員会を置いてはどうかという現在の法律は、先ほども申しました通り教育委員会制度協議会並びに政令改正諮問委員会等についても相当強い反対がありますので、これらの点をまあ考慮に入れますので、新たに作られるところの中央教育審議会に諮つて参りたいというのが大臣の強い考へでありまして、省議といひますか、文

部省側においても一応この大臣の方針で参りたいと、こういうふうな考へておるのでありますから、是らせるのはなくすのが前提とか或いは目的であるとかいふことではないのであります。

○矢嶋三義君 もう一回伺ひたいします。都道府県教育委員会を廃止するといふような考へ方は現在のところない、市町村の地方教育委員会については、世論にもいろいろ意見があるの、慎重を期したいと、こういうふうな御発言でございますが、そうだとすれば、私は文部省としては、一応市町村の地方教育委員の選挙は一年延ばすけれども、都道府県教育委員の選挙は、任期満了のときにやつてはどうかと、こういう考へはなかつたのかどうか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(今村忠助君) 先ほど来申します通り、戦後変つた教育のいろいろの諸制度と関連して、とにかく独立後の日本の教育といふものをもう一度再検討する必要があるという一つの信念的な立場から、つまり戦後できたところの教育委員会制度といふものも一応その中央教育審議会等へできましてとき諮りたい、併せて考へて行くといふ意味であるのであります。分けて都道府県の選挙はして行つたほうがいいんじゃないかと仰せられますけれども、つまり教育委員会制度といふものを一応考へてみるということであらば、町村の場合を延期するのでありますから、併せて一年延期するので、そしていづゆる戦後変つたいろいろの教育諸制度と併せて考へる。こういう意味以外にないのでありますから、その点一

つ諒として頂きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 結構です。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑がなければ逐條の審議に入りたいと思ひます。

第一條について御質疑ございませんか。なければ第二條について御質疑ございませんか。第三條はどうでございますか。

○荒木正三郎君 この第三條についての「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。このことについては特別に御説明がない。この刷物を見てもないわけですが、それでこの意味をちよつとお伺ひしたいのですが、私の了解しているところでは、市町村立学校職員の給与については市町村立学校の職員の給与に関する法律があるわけなんです。その法律に基いて市町村立学校の職員の給与は府県から出るといふことが規定されておるわけですが、それから教育公務員特例法の中に、勤務その他の條件は都道府県教育委員会が取扱うことが規定されておるわけでありまして、そういう二つの法律によつて、その法律が変らないのであるから、当然その趣旨に副うて教職員の結成する組合の単位が都道府県にあるのである。こういうふうな考へ方によつて一年延長されておる。こういうふうな私はとつておるのですが文部省の見解で若し違ふところがあれば、おつしやつて頂きたい。

○政府委員(久保田藤麿君) 只今の御質問の趣旨、私或いは誤解しておるかとも知れませんが、給与とかそうした問題とは関係なく、昨年の特例法の改正に関係いたしました一番基本的な考へ方の教育委員会のあり方がどうきまる

かによつてこの問題はきめるべきであるという議論にそのまゝ立脚いたしました。委員会のほうの改正ができませんでしたので、昨年と全く同じ考え方における基礎を一年間ずらしたという基本的な考え方でございます。

○委員長（梅原眞隆君） ちよつと先ほど文部大臣の提案理由の説明の中に、「第二に、市町村に置かれる教育委員会設置の時期を一年延期したことに伴ひまして、都道府県を単位とする公立学校の職員の職員団体の存続期間を同じく一年延長したのであります。市町村に教育委員会が設置されるまでは、当該市町村の設置する学校の教職員の人事等は、直接に都道府県の教育委員会が担当しておりますので、都道府県を単位とする職員団体が、期間を限つて特に認められていたのであります。が、教育委員会設置の時期が一年延びますれば、それに伴つて、右の期限も同様一年延長すべき筋合いのものと考えたからであります。」という説明が出ておるですね。今荒木さんが質問されたのはこの意味を言われたように私理解したのですが……。

○荒木正三郎君 ええそうです。

○委員長（梅原眞隆君） この通りだと私理解しておりますが……。

○荒木正三郎君 併し私はここで多くの問題を煮し返す考へはないわけですが、地方公務員法において職員団体の作る目的が書いてある。それによりまして、給与それから勤務条件等について当局と交渉するために組合を作る、こゝあるわけですね。ところが給与については単独法を以て市町村が給与の責任を持たない、都道府県が持つということがはつきり出ているわけです。それ

れから教育委員会法ですか、それによつて教職員の身分或いは勤務条件というものは都道府県の教育委員会にあるわけですね。その二つから考へて、教育委員会法だけで一年を延長するということであれば、これは十分でないと思ひます。給与の問題が全然考慮されてないわけなんです。それを二つを勘案してここに当分延期をする、こゝういふふうになつて来なければならぬのじやないかというふうな私の質問なんです。

○政府委員（久保田隆吉君） この問題は、先ほど申し上げました通り、又委員長の御指摘になりましたように、大臣説明で申し上げました通りでありまして、昨年の改正をいたしました場合の立場と全く変わりが無いものと御理解を頂きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 今朝もつたばかりで読んでいないのだから、念のために伺ひたいんですが、このことは、職員団体というものは、人事権を持ち、給与の支払責任者、更に勤務時間、勤務条件をきめるところの理事者、そういう者を相手として結成さるべきものである、こゝういふふうな前提に立たれているというのを意味している。こゝういふふうには今の局長の説明を了承するのでありますが、相違ありません。

○政府委員（久保田隆吉君） 只今のお考へも、すべて委員会の本質に関する問題に私は理解いたしたのであります。が、その教育委員会設置単位、従つてその本質そのものが、私どもの現在の考え方では、昨年と全く同一のベイスにあるわけでありまして、こゝで新らしく教育委員会のあり方を変え

ようとか、又教育委員会の内容がどう変わるかということ絡んだ分については一切今後考へない、こゝういふ建前をとつて来ておるわけでありまして。

○矢嶋三義君 私の聞いておること、は、委員会の設置単位がどうなることなる、こゝういふことは関係ないのですよ。先ほどあなたの御説明を承つておつて、繰返して言ひますが、人事権を持つている理事者とか或いは給与の支払責任者、勤務時間とか勤務条件を決定するところの理事者、こゝういふ者を対象として職員団体が結成さるべきものである、こゝういふように御説明は了承される。それだと私も話がわかるのですが……。

○委員長（梅原眞隆君） ちよつと私から質問いたしますが、補足しますが、大臣の説明の中に「教職員の人事等」と書いてある。人事、給与、それから勤務、こゝういふことをこの等の中に入れたのではないかと私は理解しておるが、どうでしょうか。人事等と書いてある。この中に人事、給与、勤務、こゝういふことを入れた「等」という字ではないかと、こゝういふのです。……人事等と書いてあるが、この「等」は人事、勤務、給与というものを意味しておるのではないかと私は質問しておるのです。私の質問に答えて下さい。

○政府委員（久保田隆吉君） 只今の御質問、或いは誤解しておつたかも知れませんが、給与そのことについては勿論現在の都道府県の教育委員会が担当しておるわけでありまして、その負担の問題がどうなるかということになります。これは又別な意味になると思ひますが、この人事等に給与といつたことが入つておることは勿論間違ひござ

いません。

○矢嶋三義君 もう一点お伺ひいたします。それは公立中小学校の設置者は地方公共団体にまつておるわけですが、一部承れるところによるといふと政府のほうでは、殊にまあ与党のほうでは、給与責任者も都道府県から設置者である市町村に下したい、下してはどうかというふうな意向もあるやに承つておるのでありますが、果してそうかどうか、その点承りたいと思ひます。

○政府委員（今村忠助君） さうなことはまだ具体的に考へておりません。

○矢嶋三義君 あなたの御見解は如何でございますか。

○政府委員（今村忠助君） 私もまださういふことは実は考へてみたことはありません。

○矢嶋三義君 現状維持というわけですね。

○委員長（梅原眞隆君） 第三條に御質問をさせていただきます。……なければ附則に御質問させていただきますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） それではちよつとお諮りいたしますが、質疑は終了したとして、直ぐこれと関連しております。教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案を議題とするに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） これに対する総括質問がありましたら御質問願ひます。……それでは逐條審議に入つて、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第一條について

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第二條について御質問をさせていただきますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第三條について御質問をさせていただきますか。

○高田なほ子君 教育委員会にこの選任権を持たせることになるのですが、形式的に言つて、教育委員会に欠員がでるわけですね。この欠員の選任権を教育委員会が持つと、こゝういふことになるわけですが、さういたしますと教育委員会法の基本的な精神にあるように、正しい民意を教育委員会制度の上に反映させなければならぬという、こゝういふような基本的な問題と、いささかずれるような気がするのですけれども、これをどういふふうな解釈をなさつておられるのでしょうか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員（久保田隆吉君） 確かにこの点は一つの疑問を持つております。どういふ方法が一番いいかということになるわけでありまして、従来この教育委員会法が公職選挙法によつて置き替へられるまではこゝういふ制度をとつておつたわけでありまして、まあ次善の方法として止むを得ずこれをとつたと、こゝういふだけの理窟でございます。教育委員会自体が一応それ自体として公選の性質を持つて来て選ばれた人でありまして、その人らに一応委任するといふ形をとるのがよりよい方法ではあるまいかというふうに考えただけであります。

○高田なほ子君 極めて便宜的な方法をおとりになつたと思ひるのでありますが、これは飽くまで公職選挙法による

て御質問をさせていただきますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第二條について御質問をさせていただきますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第三條について御質問をさせていただきますか。

○高田なほ子君 極めて便宜的な方法をおとりになつたと思ひるのでありますが、これは飽くまで公職選挙法による

て御質問をさせていただきますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第二條について御質問をさせていただきますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（梅原眞隆君） 第三條について御質問をさせていただきますか。

○高田なほ子君 極めて便宜的な方法をおとりになつたと思ひるのでありますが、これは飽くまで公職選挙法による

ものでありますから、まあ国会議員の場合でも、補欠が出た場合には国会議員が任命するといったような、これをすり換えて行くとそんなふうになつて来るので、誠にこれはおかしいことであらうと思ふのですが、まあ便宜の止むを得ない、こういうような御答弁でありますが、そういう例がほかにも曾つてあつたのでしょうか、今度が初めてなのでしょうか、ほかにこういつたような例はございますか。

○政府委員(久保田隆憲君) 公職選挙法ができました後にそういう事例は恐らくあるまいと思ひますが、この教育委員会法自体が、公職選挙法ができた前にそういう性格をとつておつたので、止むを得ずこれによるほうが一番安全であらう。いろいろな方法をこれについて考えれば限なく考えられますが、そういうことを考えること自体が、これを延期するよりほかに方法がないという結論と矛盾して来ることになるので、一応そういう案をとるほうがよからうと、こういうふうになつてきたのであります。

○高田なほ子君 現実の問題といたしまして、まあ早ければ今年の秋には衆議院が解散になると、そういう場合に今教育委員会に任ぜられた方としておるようなかたも、或いはそれに立候補されたいとは限らないわけですね、そういうふうな場合に、この教育委員の数が、選任権を与えても、現実において教育委員の定数を確保することができない場合も当然これは起り得るということを考えなければならぬとせんが、こういうことについての文部省としての見通しはどういう見通しをお持ちになつておられるか、又それに

対して具体的対策であります、例えば六人なければならぬところに持つて来て一人は衆議院に立候補しちゃうと。それじゃまあ五人だということなときに、あとの一人をどういうふうな一体どこから持つて来ようという考えを持つておられるのか、大変具体的な問題でありますから、具体的に一つお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(久保田隆憲君) 只今御指摘のようないふことを考えましたので、この規定をわざ／＼置いたわけでありまして、どういふ方面から来るかということ、それはその委員会にお任せする精神でございますので、御自由にこの被選挙権のある限り、その限りの人から御選任になることがよろしかうと、いふふうになつておるわけでありま

す。

○高田なほ子君 そが私のお聞きしたかたところなんです。今問題になつておるのは、教育委員会の設置単位の問題或いは教育委員会制度における財政権等々の問題はあれども、要は一番大きく浮び出ているのは公選制か或いは任命制かということが非常に今大きく問題になつて来ると思ふ。現実に私が申し上げたような具体的な問題が出た場合には、これは自動的に任命制を実施して行くという結論になつて来るといふように思ふ。そうすると文部省が只今教育委員会制度の検討をして、その結論が出ないために延ばしているのではありませんか、その延ばしている過程において実質的に教育委員の選挙の方法であります、任命制の方向に自動的になつて来るといふことについて非常に私は疑義を持つのであります、この任命制と、それからこの選

任権の問題との関連をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(久保田隆憲君) 御指摘の点は全く私も同意であります、例えばこれ以外の方法をいろいろ考へて、そこに一つの過渡的な、時間的には極く短い、あとの任期を控えての委員でありますから、本質的な問題でないかというところから、いろいろな方法を考へることは可能でございます。それが今高田委員のおつしやる通りそういう一つの形を作つてしまふような危険を感じますので、むしろ従来の形をそのままに残して、たま／＼公職選挙法をそこに一時停止した形をとるほうが実害が少なからうというふうになつて、むしろ高田委員と同感の考えから考へたのでございまして、新らしい方法を別に考へることは可能であります、又任命制の問題など特殊の関連を持たせないために、こういう方法をとつたわけでございます。

○高田なほ子君 そうするとこれを実施した場合に、任命制の既成事実を作つて行くのではない、既成事実をこれによつて作るのではない、こういうことを文部省では確認されているわけでありましょうか。又そういう誤謬があつた場合に、どういふ方法で正しい文部省の意味を伝えて行かれるのか、大変これは重要でありますから、その善後措置なんかについても考へてあげられたいと思ひます。

○政府委員(久保田隆憲君) 御指摘の通りでございます、任命制の既成事実を作つて行くのではない、既成事実をこれによつて作るのではない、こういうことを文部省では確認されているわけでありましょうか。又そういう誤謬があつた場合に、どういふ方法で正しい文部省の意味を伝えて行かれるのか、大変これは重要でありますから、その善後措置なんかについても考へてあげられたいと思ひます。

において、既成事実を作り上げて行くといふような誤解を招かないような方法を考えて行かなければならぬ、善処して行かなければならぬ、こう思ふのでありますから、それをどういふふうになつて行かれるか、その点を伺ひたいと思ふ。

○政府委員(久保田隆憲君) 繰返しますように、その点は一番私どもの懸念している点でございます、全く高田委員と同感でありますので、この法案が成立いたしますと同時に、できるだけの手段を尽しまして、そういう誤解を招きませんように、又仮にそういう懸念を持たれる場合がございしますれば、今申しましたような筋から、先にそういう影響を残さないように努力いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 今の高田委員の質問に関連してあります、公職選挙法をちよつとストップして、そうして教育委員会補充の委員を選ぶといふことになれば、まあ数学的に起り得るすべての場合を考えて、七人の委員中六人が或いは病死とか或いは衆議院選挙に立候補とか、こういう欠員のあつた場合は一人の人で六人を選ぶわけなんですか。

○政府委員(久保田隆憲君) これは制度の問題でございますので、そういう場合も数学的におつしやる通り出て来ないとは申しませんが、教育長が全体を代行するといふ場合に、代理するといふ規定も現在の法律の中で認められております。制度的にはそういう議論もケースとして考えられますが、一遍に全部がなくなるということは考えられませんが、少くとも幾人かの補充をしなば行くといふダブつたケース

はあると思ひますが、ケースとしては今おつしやつた数学的に、制度を考へることはありますが、実際問題としてその御懸念になりませんでも、そういうことの起らないように、先ほど高田委員からも御注意もありましたし。

○矢嶋三義君 そういう場合が若し起つた場合はどういふふうになつて行かれるのか、その解釈を一つ。それから教育長が教育委員会を代理すると言ひますが、教育長という者は教育委員会が選定した一事務局員に過ぎないので、その教育長が教育委員会を選ぶといふのは、そういう場合は私は教育委員会の立法趣旨が徹底されないと思ひます。その二点。

○政府委員(久保田隆憲君) 只今の第一のほうの問題の、万一人しか残らないときはといふことでございしますが、これは制度から申せばその一人が六人を選ぶことになりまして、教育長が選ぶといふことを申したのであります。教育長が教育委員会を代行するときは規定までも現行制度として認められますから、そういう場合に當つても若干のずれがあるかも知れませんが、特定の人を選ぶ、そういう規定を作つても、それ自体がけしからぬといふふうになつたのではないのであります。

○委員(梅原眞隆君) 他に御質問ございせんか。
○矢嶋三義君 ちよつと懇談にしてくれませんか。
○委員(梅原眞隆君) それでは速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。それではこの教育委員会の委

員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案の第三條であります。これは、在来教育委員会において行われた方法によつて補充を選任するという形をとつておるが、これが将来委員を選ぶに當つて公選制とか任命制とかいうことに關して何らの影響を持たないものであると私は理解しておるが、その理解が正しいかどうか、一つはつきりと次官の御言明を願つておきます。

○政府委員(今村忠助君) 委員長の言われる通りであります。これによつて将来の制度の上に影響を与えることないものであります。

○委員長(梅原眞隆君) それではこの当局の言明を聞きまして、両案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) それでは教育委員会法等の一部を改正する法律案を議題として討論に入りたいと思ひます。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) それではこれより採決に入ります。教育委員会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願います。

「賛成者起立」

○委員長(梅原眞隆君) 全会一致でこ

ざいます。よつて教育委員会法等の一部を改正する法律案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第一百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

木内キヤウ 高田なほ子
木村 守江 荒木正三郎
山本 勇造 堀越 儀郎
高橋 道男 矢嶋 三義
岩間 正男

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 次に教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案を議題として、本案に対する討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。御発言はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) それではこれより採決に入ります。教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願います。

「賛成者起立」

○委員長(梅原眞隆君) 全会一致でございまして、よつて教育委員会等の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 以下慣例に従つて行います。すべてお任せを願います。

多数意見者署名

木内キヤウ 高田なほ子
木村 守江 荒木正三郎
山本 勇造 堀越 儀郎
高橋 道男 矢嶋 三義
岩間 正男

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) これで委員会を散会いたします。

午後六時十九分散会

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法制定に關

する請願(第一七五九号)(第一八三五号)

一、学校教科書制度合理化に関する請願(第一七八二号)

一、義務教育費国庫負担法制定に關する陳情(第九五七号)(第九六一号)

第一七五九号 昭和二十七年四月十六日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する請願者 大分県玖珠郡玖珠町大分果教育行政課出張所内 石川正直外百九十四名

紹介議員 一松 定吉君
義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。

第一八三五号 昭和二十七年四月十八日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する請願(六通)

請願者 福岡県築上郡三毛門村長 小路太外三百二名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第一七五九号と同じである。

第一七八二号 昭和二十七年四月十六日受理
学校教科書制度合理化に関する請願者 福岡県議会議事務局内 大竹作摩

紹介議員 石原幹市郎君

る優秀教科書が出版されるようになつたことは喜びにたえないが、近時その種類を増すとともに価格も高騰の一途をたどり、遂に新学年度は多数の購入不能者を義務教育就学者中から出したことは憂慮に堪えないところである。

これは、現状のまま放置し得ない重大な社会問題と考へられるから、政府はすみやかに従来の検定方針を改め、基準を厳格にしてその類別を減じ販売価格引下げについて適切な施策を講じもつて義務教育における教科書負担の軽減を図られたいとの請願。

第九五七号 昭和二十七年四月十七日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 福岡県糸島郡前原町井上茂外三百五十二名
義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。

第九六一号 昭和二十七年四月十七日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 北海道議會議長 蔭田 余吉

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。

第九六一号 昭和二十七年四月十七日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 北海道議會議長 蔭田 余吉

五月二日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、産業教育振興法の一部を改正する法律案(衆)

産業教育振興法の一部を改正する法律案

産業教育振興法の一部を改正する法律案

産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三條」を「第三條の四」に改める。

第二條中「学生」を「学生等」に改める。

第三條中「この法律及び他の法令の定めるところにより」の下に「産業教育の振興を図るよう努めるとともに」を加え、同條第二号中「このため必要な援助を与えること。」を「図ること。」に改める。

第一章中第三條の次に次の三條を加える。

(実験実習により生ずる収益)

第三條の二 国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

(教員の資格等)

第三條の三 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

ない。

(教科用図書)

第三條の四 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に關しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第一八五二号)(第一九二四号)(第一九六八号)

一、高山祭および屋台保存に関する請願(第一八五二号)

一、東京都村教育環境整備に関する請願(第一九〇七号)

一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願(第一九四五号)

一、五都市教育委員会の特別措置に関する請願(第一九六八号)

一、老朽校舍改築費国庫補助等に関する請願(第一九七三号)

一、岩手県森田中学校建築費国庫補助に関する請願(第一九八七号)

一、戦没者英霊奉祀神社造営等に関する請願(第一九七九号)

一、教育委員会法等一部改正に関する請願(第一九七九号)

一、ユネスコ活動に関する法律案中一部修正の請願(第一九八七号)

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第一九〇七号)

一、兵庫県明石市に国立天文博物館設置の請願(第一九一五号)

第一八五二号 昭和二十七年四月二

十一日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(二通)

請願者 福岡県戸畑市牧山小学校内 中村行利外十八名

紹介議員 小松 正雄君

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。

第一九二四号 昭和二十七年四月二

十二日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(二通)

請願者 福岡県三井郡北野町今山 橋原隆雄外四十名

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第一九六八号 昭和二十七年四月二

十四日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷 初四郎

紹介議員 加藤 武徳君 島村 軍次君 黒田 英雄君

この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第一八五二号 昭和二十七年四月二

十一日受理

高山祭および屋台保存に関する請願 請願者 岐阜県高山市川原町五

六高山屋台保存会内

川上辰彦外三名

紹介議員 古池 信三君

高山祭および屋台は、奈良朝以来その名をうたれた飛騨匠によつて建築彫刻の粋を發揮し、これに加えて京都西陣あるいは船来古渡りの芸術品によつて完成された古典文化の遺跡で、近年国際的にも驚異として認められていくる国宝的文化財であるが、修理不完全のためいじり損傷しているから、これら貴重な文化財の維持保存について国庫補助を支給せられたいとの請願。

第一九〇七号 昭和二十七年四月二

十二日受理

東京都西府村教育環境整備に関する請願

請願者 東京都北多摩郡西府村 西府第二都営住宅内 大木春夫外三百名

紹介議員 荒木三郎君

東京都西府村所在の都営住宅約二百戸の居住者は、大部分借給生活者であるが、最近同住宅地の入口ともいふべき場所、二階建百五十坪の吟風荘が建てられ、しかも同建物の買主は、外貨獲得という名目で外国人の社交機關を經營することであるが、その附近は一般勤労者の住宅並びに国立文教地区に接している。このようなところに特殊旅館が經營されることは、教育環境上大きな弊害があるから、実情を調査の上善処せられたいとの請願。

第一九四五号 昭和二十七年四月二

十三日受理

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願

請願者 北海道小樽市議會議長 岩谷静衛

紹介議員 堀 末治君

積雪寒冷地帯における屋外運動場使用不能期間は、北海道においては六箇月の長期にわたり、教育および児童生徒の保健体育に憂慮すべき影響を与えているから、当該地帯の屋内運動場の急速な建設促進を図るため、国の財政的援助を保障する臨時措置法を制定せられたいとの請願。

第一九六一号 昭和二十七年四月二

十四日受理

五都市教育委員会の特別措置に関する請願

請願者 横浜市横浜市中区岡野中学校内 長谷川雷助外四名

紹介議員 野田 俊作君

全国中小果以上のばう大人口の複雑な文化施設や行政機構を持つ五都市は教育委員会としても独自の運営を必要とするから、大阪、京都、横浜、名古屋、神戸の各教育委員会に都道府県教育委員会と同等の権限を附与するため特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九七三号 昭和二十七年四月二

十四日受理

老朽校舍改築費国庫補助等に関する請願

請願者 岡山県議會議長 蜂谷 初四郎

紹介議員 加藤 武徳君 島村 軍次君 黒田 英雄君

学制改革、学区制再編成は教育民主化のために顯著なる成果を収め得たが、窮乏した地方財政下において強行せられたためな多額の困難な問題があ

り、ことに教室不足のためすでに使用命数を過ぎた老朽校舎、戦災校舎等の修繕、改築、対策、対火等の災害事故防止等は現下教育施設の急務であるから、これら校舎に対する国庫補助および起債わくの拡大等万全の対策を講ぜられたいとの請願。

第一九八七号 昭和二十七年四月二十四日受理
岩手県木中学校校舎建築費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村長 沢村三太郎外一名

紹介議員 川村 松助君

岩手県滝沢村木中学校校舎建築については、昭和二十六年四月末の学校基本調査の際に独立中学校の計画がなかつたが、その後併置小学校の児童増加等によつて独立中学校校舎建築の必要を痛感しているから、本校を是非とも本年度の六・三制学校建築整備費国庫補助金の対象とせられたいとの請願。

第一九八七号 昭和二十七年四月二十四日受理

戦没者英霊奉祀神社造営等に関する請願

請願者 山口県岩国市大字牛野 谷二八一 永田新之允 外十二名

紹介議員 重宗 雄三君

従来国または地方公共団体の助成を得て造営や修理が行われていた戦没英霊奉祀神社は終戦によつてこれら助成が廃止されたため、荒廃を極め、岩国神社の如きは造営中途にして放置されたまま現在に至つてゐるが、これら戦没英霊奉祀神社は、関係市町村民の代表的犠牲者を奉仕するものであるから、

一般神社と區別して別格の待遇を与え、特別の保護助成を考慮せられたいとの請願。

第九九七号 昭和二十七年四月十九日受理

教育委員会法等の一部改正に関する陳情

陳情者 愛知県議會議長 田辺 秀世

教育の機会均等、教育行政の民主化が強く叫ばれる今日、教育委員に人材を得ることこそその根本要件であるが、現在のような公選制度では過重な負担を招くばかりで適材を得ることが困難であるから、すみやかに教育委員会法ならびに公職選挙法を改正して、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任するように改められたいとの陳情。

第九八七号 昭和二十七年四月二十一日受理

ユネスコ活動に関する法律案の一部修正の陳情

陳情者 名古屋市議會議長 横 井恒治郎

世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とするユネスコ活動において、地方公共団体中都市の占める活動分野の極めて重大であるのに鑑み、わが国における本活動の万全を期し国民の積極的な協力を促進するため、本法律案中第九條の国内委員会の委員に地方公共団体を代表する者の一項を加えられるよう條文の修正をなすとともに、本会を代表するものの委員任命方について格別の審議をせられたいとの陳情。

第九九〇号 昭和二十七年四月二十一日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情(四通)

陳情者 福岡市福岡市立舞鶴中学校内 大島喜代一郎 外五十名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担の法律を制定せられたいとの陳情。

第九九一號 昭和二十七年四月二十二日受理

兵庫県明石市に国立天文博物館設置の陳情

陳情者 兵庫縣議會議長 細見 達藏

兵庫縣明石市は、東経百三十五度日本中央標準時子午線の通過地としてすでに天測の結果通過点が確認されるに至つたが、子午線標識の建設はそれ自体重要な意義をもつものではあるが、その教育的効果においては未だ十分でないから、この際その構想を拡大し、同計画を含む天文博物館を設立せられたいとの陳情。

五月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育委員会法等の一部を改正する法律案

二、教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

教育委員会法等の一部を改正する法律案

教育委員会法等の一部を改正する法律案

第一條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、その所掌事務について当該地方公共団体を代表する。

第四十九條中「第四條に定める」を「第四條第一項及び第三項の規定による」に改め、同條第十九號を次のように改める。

二十 その他教育委員会の権限に属する教育事務に関すること。

第四十九條第十二號を同條第十三號とし、以下同條第十八號まで一號ずつ繰り下げ、同條第十一號の次に次の一號を加える。

十二 授業料その他教育事務に関する使用料及び手数料の徴収に関すること。

第五十條第三號を削り、同條第四號を同條第三號とし、以下一號ずつ繰り上げる。

第五十二條の二の見出しを「事務の委任等」に改め、同條第二項中「学校その他の教育機関の長」を「教育委員会の任命に係る上級の職員」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 都道府県委員会は、その権限に属する事務の一部を地方委員会に委任し、又は地方委員会の職員をして補助執行させることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第五十五條の見出しを「(文部大臣、都道府県委員会及び地方委員会の関係)に改め、同條第一項を次の

ように改める。

文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会は、地方委員会に対し、それぞれ、その適切と認める助言と指導を与え、及び必要な資料の提出を求めることができる。

第六十條第二項の次に次の一項を加える。

3 教育委員会は、授業料その他教育事務に関する使用料又は手数料の納額の告知をしたときは、その旨を地方公共団体の長に通知しなければならない。

第七十條第一項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

第八十六條中「用紙割当制の廃止されるまで」を「当分の間に」に改める。

第八十七條中「(五大市を除く。この條中以下同じ)」を削り、「従来市町村又は市町村長の権限に属するもの」の下に「及び将来法律又は政令により市町村又は市町村長の権限に属するもの」を加え、同條の次に次の一號を加える。

第八十七條の二 当分の間、第五十二條の二第三項及び第五十五條中「地方委員会」とあるのは「地方委員会(地方委員会が置かれていない市町村については市町村長)」に、第五十二條の二第三項中「地方委員会の職員」とあるのは「地方委員会の職員(地方委員会が置かれていない市町村については市町村の職員)」と読み替へるものとする。

第二條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次の

ように改める。

文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会は、地方委員会に対し、それぞれ、その適切と認める助言と指導を与え、及び必要な資料の提出を求めることができる。

第六十條第二項の次に次の一項を加える。

3 教育委員会は、授業料その他教育事務に関する使用料又は手数料の納額の告知をしたときは、その旨を地方公共団体の長に通知しなければならない。

第七十條第一項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

ように改正する。

附則第十三項中「用紙割当制の廃止されるまでは」を「当分の間」に改める。

第三條 教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第六項までの規定中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律

（選挙の期日の特例）

第一條 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三條第六項の規定によつて昭和二十七年十月五日に行われるべき教育委員会の委員の定例選挙は、同條第五項及び第六項の規定にかかわらず、昭和二十八年十月五日に行う。

（任期の延長）

第二條 教育委員会の委員で、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第八條第一項、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第百一号）第二十一條又は公職選挙法第二百六十條第四項の規定により昭和二十七年十月四日にその任期の満了すべき者は、これらの規定にかかわらず、引き続き昭和二十八年十月四日まで

在任するものとする。

（欠員が生じた場合等の特例）

第三條 この法律施行後教育委員会の委員（教育委員会法第七條第三項に規定する委員を除く。）について、公職選挙法第九條第五号若しくは第六号に規定する事由又は欠員が生じた場合においては、公職選挙法及び公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律中、教育委員会の委員の選挙及び補充に関する規定にかかわらず、教育委員会において、委員の被選挙権を有するものうちから、後任の委員を選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員の職は、特別職とする。

3 第一項の規定により選任された委員は、昭和二十八年十月四日まで在任するものとし、その委員の解職の請求に関しては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年五月二十二日印刷

昭和二十七年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁